

青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民等の自発的な防災活動を促進することにより自助・共助の力の向上を図るための条例を制定するに当たり、条例のあり方等について専門的知見に基づく意見等を得ることを目的として、青森県自助・共助を基本とした防災条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例のあり方の検討に関すること
- (2) 自助・共助の力を向上させるための施策の検討に関すること
- (3) その他条例制定の検討に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第4条 検討会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 検討会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、青森県危機管理局長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。
- 3 会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、青森県危機管理局防災危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。